部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成14年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.019

G_{15} ＝ 0.020

G_{16} ＝ 0.020

G_{17} ＝ 0.017

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成9年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9　ア　平成9年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成9年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.071

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.072

I_{12} ＝ 0.068

I_{13} ＝ 0.069

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.033

I_{16} ＝ 0.033

I_{17} ＝ 0.028

J_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公

部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成14年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.019

G_{15} ＝ 0.020

G_{16} ＝ 0.020

G_{17} ＝ 0.017

H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成8年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_8　ア　平成8年度市場公募都道府県に係るもの　0.023

イ　平成8年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_9　ア　平成9年度市場公募都道府県に係るもの　0.041

イ　平成9年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.041

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都道府県に係るもの　0.043

イ　平成10年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.042

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.071

イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.072

I_{12} ＝ 0.069

I_{13} ＝ 0.070

I_{14} ＝ 0.032

I_{15} ＝ 0.033

I_{16} ＝ 0.033

I_{17} ＝ 0.028

J_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公